

## 当協会が取り扱う事務組合の内容

### <委託できる事業主>

常時使用する労働者が下の表に該当する事業主となります。

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

※ 1つの企業に工場や支店などがいくつあるときは、それぞれに使用される労働者の数を合計したものになります。

### <当協会が取り扱う特別加入の範囲>

#### ○中小事業主等の特別加入

(特別加入者の範囲)

中小事業主等とは、次の2つに当たる場合をいいます。

1. 上の表に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
2. 労働者以外で、上記1の事業主の事業に従事している人（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

なお、労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

### <委託できる事務の範囲>

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届等の提出に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険料及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれませんのでご注意ください。

### <事務処理を委託する利点>

1. 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化が図れます。
2. 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます。
3. 通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。

(労働保険等についての「労働保険の特別加入制度とは」を参照)